

## 住民税均等割のみ課税世帯に対する 物価高騰対策支援給付金（10万円/1世帯） のご案内について

- 住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 本町で対象となっていることが判明している方は、2月下旬ごろに確認書を送付いたします。

### 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

### 給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」及び「**住民税非課税**」の世帯員で構成されている世帯

#### 令和5年1月1日時点 在住世帯の方

- ① 令和5年1月1日時点在住世帯  
確認書が届きます。

詳しくは裏面「I」へ

#### 令和5年1月2日以降 転入世帯の方

**申請が必要です**

申請期間：令和6年1月5日（金）

～令和6年3月31日（日）

※郵送での申請は3月31日必着です。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年1月1日時点在住世帯の方

**世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- **支給口座等必要事項を記載**、その他記載内容を確認のうえ**返信**してください。

### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



**世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合**

**\* 住民税非課税世帯の場合、前住所地市町村での証明書の取得が必要です。**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 確認書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に下記の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



## II 令和5年1月2日以降転入世帯の方

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口にご提出ください。

**\* 申請書は担当窓口にて配布しております。**

**!** 「住民税均等割のみ課税世帯」に対する給付金の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ



厚真町住民課福祉グループ窓口 **0145-26-7872** 受付時間 平日8:30~17:30